事務連絡

平成26年4月25日

都道府県

各　指定都市 障害保健福祉主管課 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「介護給付費等の支給決定等について」の訂正について

「介護給付費等の支給決定等について」（平成19 年３月23 日障発第0323002 号）において、下記のとおり誤りがありましたので、訂正いたします。

記

介護給付費等の支給決定等について（平成19 年３月23 日障発第0323002 号厚生労働省社会・援護局障

害保健福祉部長通知）正誤表

|  |  |
| --- | --- |
| 正 | 誤（現行） |
| 第三 障害児に係る支給決定の方法  ③ 重度障害者等包括支援の申請があった場合、  認定調査の調査項目と同様の80 項目の調査**及**  **び四肢すべての麻痺等の有無の調査**を行い、市  町村審査会に重度障害者等包括支援の対象と  することが適当であるか否かの意見を聴取し  た上で支給の要否を決定する。  **なお、麻痺等の有無の確認については、身体**  **障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等によ**  **り確認する。**  **また**、対象児童に該当するか否かの判断に当  たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手  帳の交付を受けている必要はない。 | 第三 障害児に係る支給決定の方法  ③ 重度障害者等包括支援の申請があった場合、  認定調査の調査項目と同様の80 項目の調査を  行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の  対象とすることが適当であるか否かの意見を  聴取した上で支給の要否を決定する。  **※** **なお**、対象児童に該当するか否かの判断に  当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育  手帳の交付を受けている必要はない。 |